

議案第65号

武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月3日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武藏野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武藏野市手数料徴収条例（平成12年3月武藏野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前

別表（第2条関係）

番号	事務	名称	金額
1から48まで（略）			
48 の 2	建築基準法第18 条第3項（同法 第87条第1項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 建築物の建築等 に関する計画（ 当該建築物を建 築する場合（48 の3の項に掲げ る場合及び同一 敷地内において 移転する場合を 除く。）に限 る。）の通知に 対する審査	建築物の 建築に關 する計画 通知手数 料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額（通知に係る計画に建 築基準法第18条第4項ただ し書の規定に基づき、特定 建築基準適合判定資格者で ある建築主事が、特定建築 基準適合審査をする部分が 含まれる場合においては、 当該部分ごとに、48の6の 項に掲げる額の手数料を、 同法第87条の4に規定する 昇降機に係る部分が含まれ る場合においては、当該昇 降機1基について、48の7 の項又は48の8の項に掲げ る額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで（略）
48 の 3	建築基準法第18 条第3項（同法 第87条第1項に 認められた	適合する ことを認 められた	当該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗じ て得た面積（床面積の増加

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1から48まで (略)				
48 の 2	建築基準法第18 条第3項（同法 第87条第1項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 建築物の建築等 に関する計画（ 当該建築物を建 築する場合（48 の3の項に掲げ る場合及び同一 敷地内において 移転する場合を 除く。）に限 る。）の通知に 対する審査	建築物の 建築に關 する計画 通知手数 料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額（通知に係る計画に建 築基準法第18条第5項ただ し書の規定に基づき、特定 建築基準適合判定資格者で ある建築主事が、特定建築 基準適合審査をする部分が 含まれる場合においては、 当該部分ごとに、48の6の 項に掲げる額の手数料を、 同法第87条の4に規定する 昇降機に係る部分が含まれ る場合においては、当該昇 降機1基について、48の7 の項又は48の8の項に掲げ る額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで (略)	字句の改正
48 の 3	建築基準法第18 条第3項（同法 第87条第1項に められた	適合する ことを認	当該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗じ て得た面積（床面積の増加	

	において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査	建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料	する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第4項 <u>ただし書</u> の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料をえた額)
48 の 4	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画)	建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画	当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第4項 <u>ただし書</u> の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降

	<p>において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>する部分にあっては、当該增加する部分の床面積）の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項<u>ただし書</u>の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	字句の改正
48 の 4	<p>建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画）</p>	<p>建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画</p>	<p>当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項<u>ただし書</u>の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	字句の改正

	る場合（48の5の項に掲げる場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	る計画通知手数料	機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48 の 5	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変換をし、又はその用途を変更する場合に限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48の6から48の10まで（略）			
48 の 11	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含

	る場合（48の5の項に掲げる場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	る計画通知手数料	機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)	
48 の 5	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)	字句の改正
48の6から48の10まで（略）				
48 の 11	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含	字句の改正

	を建築した場合 (48の15の項に 掲げる場合及び 同一敷地内にお いて移転した場 合を除く。)に 限る。)の通知 に対する審査		まれる場合においては、当 該昇降機1基について、48 の13の項又は48の17の項に 掲げる額の手数料を加えた 額) 30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで (略)
48 の 12	建築基準法第18 条第17項の規定 に基づく建築物 に関する工事完 了(当該建築物 を同一敷地内に おいて移転し、 又はその大規 模の修繕若しくは 大規模の模様替 をした場合(48 の16の項に掲げ る場合を除 く。)に限 る。)の通知に に対する審査	建築物を 同一敷地 内におい て移転 し、又は その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を した建築 物の建築 に関する 工事完了 通知手数 料	当該移転又は修繕若しくは 模様替に係る部分の床面積 に2分の1を乗じて得た面 積の合計に応じ、48の11の 項に掲げる額(通知に係る 計画に建築基準法第87条の 4に規定する昇降機に係る 部分が含まれる場合におい ては、当該昇降機1基につ いて、48の13の項又は48の 17の項に掲げる額の手数料 を加えた額)
48 の 13	建築基準法第18 条第17項の規定 に基づく昇降機 (同法第87条の 4に規定するも のに限る。)又 は同法第87条の 4において準用 する同法第18条 第17項の規定に	建築設備 の設置に 関する工 事完了通 知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機 を除く。)から昇降機及び 小荷物専用昇降機以外の建 築設備まで (略)

	を建築した場合 (48の15の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した場合を除く。) に限る。) の通知に対する審査	まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額) 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)	
48 の 12	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(48の16の項に掲げる場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査	建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の11の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48 の 13	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)から昇降機及び小荷物専用昇降機以外の建築設備まで (略)

	基づく建築設備 に関する工事完了（48の17の項 に掲げる場合を除く。）の通知 に対する審査			
48 の 14	建築基準法第88 条第1項又は第 2項において準 用する同法第18 条 <u>第17項</u> の規定 に基づく工作物 に関する工事完 了の通知に対す る審査	工作物の 建築造に關 する工事 完了通知 手数料	1 件 につ き	9,600円
48 の 15	建築基準法第18 条 <u>第17項</u> の規定 に基づく建築物 に関する工事完 了（当該建築物 を建築した場合 (同一敷地内に おいて移転した 場合を除く。) に係るものに限 る。）の通知（ 当該通知が同法 第7条の3第1 項の特定工程に 係る建築物につ いてされるもの である場合に限 る。48の16の項 及び48の17の項	中間検査 を受けた 建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額（通知に係る計画に建 築基準法第87条の4に規定 する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当 該昇降機1基について、48 の13の項又は48の17の項に 掲げる額の手数料を加えた 額） 30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで（略）	

	基づく建築設備 に関する工事完了（48の17の項 に掲げる場合を除く。）の通知 に対する審査			
48 の 14	建築基準法第88 条第1項又は第 2項において準 用する同法第18 条 <u>第21項</u> の規定 に基づく工作物 に関する工事完 了の通知に対す る審査	工作物の 建築造に關 する工事 完了通知 手数料	1 件 9,600円 につ き	字句の改正
48 の 15	建築基準法第18 条 <u>第21項</u> の規定 に基づく建築物 に関する工事完 了（当該建築物 を建築した場合 (同一敷地内に おいて移転した 場合を除く。) に係るものに限 る。）の通知（ 当該通知が同法 第7条の3第1 項の特定工程に 係る建築物につ いてされるもの である場合に限 る。48の16の項 及び48の17の項	中間検査 を受けた 建築物の 建築に關 する工事 完了通知 手数料	当該建築に係る部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額（通知に係る計画に建 築基準法第87条の4に規定 する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、當 該昇降機1基について、48 の13の項又は48の17の項に 掲げる額の手数料を加えた 額） 30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで（略）	字句の改正

	において同じ。)に対する審査		
48 の 16	建築基準法第18 条第17項の規定 に基づく建築物 に関する工事完 了(当該建築物 を同一敷地内に おいて移転し、 又はその大規模 の修繕若しくは 大規模の模様替 をした場合に係 るものに限 る。)の通知に に対する審査	中間検査 を受けた 建築物の 同一敷地 内におけ る移転又 は大規模 の修繕若 しくは大 規模の模 様替に関 する工事 完了通知 手数料	当該移転又は修繕若しくは 模様替に係る部分の床面積 に2分の1を乗じて得た面 積の合計に応じ、48の15の 項に掲げる額(通知に係る 計画に建築基準法第87条の 4に規定する昇降機に係る 部分が含まれる場合におい ては、当該昇降機1基につ いて、48の13の項又は48の 17の項に掲げる額の手数料 を加えた額)
48 の 17	建築基準法第18 条第17項の規定 に基づく昇降機 (同法第87条の 4に規定するも のに限る。)に に関する工事完 了の通知に對 する審査	中間検査 を受けた 昇降機に 関する工 事完了通 知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機 を除く。)及び小荷物専用 昇降機(略)
48 の 18	建築基準法第18 条第20項の規定 に基づく建築物 に関する特定工 程工事終了の通 知に對する審査	建築物に 関する特 定工程工 事終了通 知手数料	中間検査を行う部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額(通知に係る計画に建 築基準法第87条の4に規定 する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当 該昇降機1基について、48 の19の項に掲げる額の手数

	において同じ。)に対する審査			
48 の 16	建築基準法第18 条 <u>第21項</u> の規定 に基づく建築物 に関する工事完 了（当該建築物 を同一敷地内に おいて移転し、 又はその大規模 の修繕若しくは 大規模の模様替 をした場合に係 るものに限 る。）の通知に に対する審査	中間検査 を受けた 建築物の 同一敷地 内におけ る移転又 は大規模 の修繕若 しくは大 規模の模 様替に関 する工事 完了通知 手数料	当該移転又は修繕若しくは 模様替に係る部分の床面積 に2分の1を乗じて得た面 積の合計に応じ、48の15の 項に掲げる額（通知に係る 計画に建築基準法第87条の 4に規定する昇降機に係る 部分が含まれる場合におい ては、当該昇降機1基につ いて、48の13の項又は48の 17の項に掲げる額の手数料 を加えた額）	字句の改正
48 の 17	建築基準法第18 条 <u>第21項</u> の規定 に基づく昇降機 （同法第87条の 4に規定するも のに限る。）に に関する工事完 了の通知に對 する審査	中間検査 を受けた 昇降機に 関する工 事完了通 知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機 を除く。）及び小荷物専用 昇降機（略）	字句の改正
48 の 18	建築基準法第18 条 <u>第29項</u> の規定 に基づく建築物 に関する特定工 程工事終了の通 知に對する審査	建築物に 関する特 定工程工 事終了通 知手数料	中間検査を行う部分の床面 積の合計に応じ、次に掲げ る額（通知に係る計画に建 築基準法第87条の4に規定 する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては、当 該昇降機1基について、48 の19の項に掲げる額の手数	字句の改正

			料をえた額)
			30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで (略)
48 の 19	建築基準法第18 条 <u>第20項</u> の規定 に基づく昇降機 (同法第87条の 4に規定するも のに限る。) 又 は同法第87条の 4において準用 する同法第18条 <u>第20項</u> の規定に に基づく建築設備 に関する特定工 程工事終了の通 知に対する審査	建築設備 に関する 特定工程 工事終了 通知手数 料	昇降機(小荷物専用昇降機 を除く。)から昇降機及び 小荷物専用昇降機以外の建 築設備まで (略)
48 の 20	建築基準法第88 条第1項におい て準用する同法 第18条 <u>第20項</u> の 規定に基づく工 作物に関する特 定工程工事終了 の通知に対する 審査	工作物に 関する特 定工程工 事終了通 知手数料	1件 9,100円 につ き
48 の 21	建築基準法第18 条 <u>第24項第1号</u> 又は第2号(同 法第87条の4又 は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す	検査済証 の交付を 受ける前 における 建築物等 の仮使用 認定申請	1件 126,000円 につ き

			料をえた額)	
			30平方メートル以内のもの から50,000平方メートルを 超えるものまで (略)	
48 の 19	建築基準法第18 条 <u>第29項</u> の規定 に基づく昇降機 (同法第87条の 4に規定するも のに限る。) 又 は同法第87条の 4において準用 する同法第18条 <u>第29項</u> の規定に に基づく建築設備 に関する特定工 程工事終了の通 知に対する審査	建築設備 に関する 特定工程 工事終了 通知手数 料	昇降機 (小荷物専用昇降機 を除く。) から昇降機及び 小荷物専用昇降機以外の建 築設備まで (略)	字句の改正
48 の 20	建築基準法第88 条第1項におい て準用する同法 第18条 <u>第29項</u> の 規定に基づく工 作物に関する特 定工程工事終了 の通知に対する 審査	工作物に 関する特 定工程工 事終了通 知手数料	1 件 9,100円 につ き	字句の改正
48 の 21	建築基準法第18 条 <u>第38項第1号</u> 又は第2号 (同 法第87条の4又 は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す	検査済証 の交付を 受ける前 における 建築物等 の仮使用 認定申請	1 件 126,000円 につ き	字句の改正

る場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	手数料	
49から106まで (略)		

付 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。

る場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	手数料	
49から106まで (略)		